

# 家事労働者の権利条約と介護労働者

## ILO189 号条約採択

新聞やテレビといったメディアでは報道されなかったが、2011年6月にILOは第100回年次総会において、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約(第189号)」ならびに同条約を補足する勧告文書第201号を採択した。これは、従来「労働者」としてみなされず、その基本的労働権が保障されてこなかった家事労働者の適切な労働基準に関する初めての条約である。

世帯内で家事や育児・介護などのケアワークに従事する家事労働者の数は、世界中で5,300万から1億人に上ると推測されており、その8割以上が女性である。途上国では賃金労働者の少なくとも4～12%を占めていると見られているという。労働場所が個人の世帯内であること、移住労働者が多数を占めていること、そして家事労働は「女のしごと」の延長にすぎないとして低く評価されているために、家事労働者は権利侵害を受けやすく、無休労働、賃金不払い、虐待や性暴力の訴えも相次いでいた。中には、使用者からの性暴力により殺人事件にまで至るケースも発生している。

条約では、家事労働者もディーセント・ワーク(人間らしい労働)への基本的権利を有する労働者であると宣言、妥当な労働時間や最低でも連続24時間の週休、現物払いの制限、雇用条件の明確な提示、結社の自由や団体交渉権などの基本的権利を明示している。また、年齢や国籍、住み込み状態などのためにいっそうリスクにさらされやすい家事労働者に関する特別保護規定も定められた。ファン・ソマビアILO事務局長は、「ILOの基準体系を初めてインフォーマル経済に持ち込んだ画期的な出来事」と述べている(\*)。

宗教界では、カトリック系救援組織「国際カリタス」が、家事労働者の就労事情を改善するため今回のような条約採択を呼びかけてきた。国境を越えて就労する家事労働者を軽視することなくその尊厳のために当初から活動してきた「国際カリタス」は、今回の条約を重要な一歩として歓迎している。「家事労働者に関する条約採択 ILO」@クリスチャントゥデイ <http://www.christiantoday.co.jp/view-3262.html> 2011年6月21日)

一般的にアジアでは移住家事労働者の存在は珍しくなく、いわば他国の女性たちとの南北格差や階級格差を利用して、当国の女性たちの「社会進出」が可能になっているのである。それに対し、日本はほぼ鎖国状態に近く、あくまでも経済連携協定(EPA)という名目で、インドネシア、フィリピンからの看護師ならびに介護福祉士候補者の受け入れが始まったに過ぎない(2006年フィリピン、2009年インドネシア)。これとても一定期間内に日本の看護師・介護福祉士資格を取得できなければ帰国という条件付きである。たとえ資格が取れたとしても、単なる安上がりの労働力補給に終わるかもしれず、ILO189号条約に抵触する可能性がある。

だが、このような移住家事労働者の問題ばかりではなく、そもそも日本における家事労働者の一形態である介護労働者の労働状況が、189号条約の視点から見て、重大な問題性を抱えていると言わざるを得ない。在宅介護が政策上、推進されている

からこそ、閉鎖的な環境におかれやすい日本の介護労働者の労働条件には注意を払う必要がある。

## 介護労働の実態

自身も介護労働者で、公務員ヘルパーから派遣ヘルパーへ20年以上ものキャリアがある白崎朝子によれば、感情労働の研究において看護師に比べれば介護労働は疎外される傾向にあり、実は精神的・身体的な疲労度は看護師よりも介護労働者の方が高いのだという。また介護労働者の疲労高蓄積群のパーセンテージは普通の女性労働の3倍、タクシー運転手の2倍以上という高い数値を示す。それにもかかわらず、介護労働者の賃金は看護師の賃金の半分から3分の2にしか満たない。その結果、介護の仕事が好きであっても、手抜きができない介護労働者ほど体調を崩して離職を余儀なくされるという。離職率が高いゆえに、技術的なノウハウに加えてセルフケアの方法も先輩から伝授されず、現場では素人同然の者がいきなりいのちを預かる仕事を任されたりもする。本来は医療現場が担うターミナルケアといった責任の重い仕事までも介護労働者に持ち込まれる場合があるという。

さらに介護労働者はカウンセラーのような相談業務を兼ねる場合もあるが、カウンセラーが時給5,000円から10,000円の相談料であるのに対し、介護労働者の時給は首都圏でも1,000円以下である(施設の場合)。カウンセラー同様の感情的、精神的な労働に身体的接触が加わる仕事となるため、感情的な境界線が引きづらく、二次的トラウマの危険性も当然高くなるという。そして、介護現場のドメスティック性(親密な関係性)ゆえに、一步間違えば、その親密性は容易に相互的な暴力関係に転化される危険性を帯びることになる。身体的な暴力に至らずとも、心理的な暴力関係は容易に常態化するという。利用者に対する介護労働者による虐待だけでなく、利用者から介護労働者(男女両方)になされるセクシュアル・ハラスメントの深刻な被害も報告されている。

介護保険の介護職場は女性が8割以上で、その中心的な担い手は非正規の中老年の女性ヘルパーたちである。彼女たちのほとんどは労働組合に加入していない。白崎自身は派遣ヘルパー時代にユニオンに強制加入させられたが、その専従は介護事故に対する相談にきちんとした対応をしとくれなかったという。そもそも介護労働者に期待される優しさや笑顔といったメンタリティと、団体交渉のイメージとは馴染まないところもある。しかし、派遣切りされた人々を介護現場へと追いやる風潮と政策の中で、失業者の受け皿としてますます労働条件が悪化しかねない介護現場を考えれば、介護労働者たちの専門性を再評価し、その抜本的な待遇改善が早急にはかれねばならないのである。

[註]

(\*) 以上、アジア女性資料センター編『女たちの21世紀』No.67、2011年9月、54頁に掲載された、ILOプレスリリース(6/16)ILO/11/44を参照した。

[参考文献]

白崎朝子『介護労働を生きる』現代書館、2009年。